

介護職員処遇改善加算について

H29.3 高齢介護課

介護職員処遇改善加算の届出について

介護職員処遇改善加算を算定しようとする事業者は、前年度の2月末日までに届出を行うこととされていますが、平成29年度処遇改善加算については**平成29年4月17日(月)まで**とさせていただきます。

年度途中で介護職員処遇改善加算を算定しようとする場合は、算定を受けようとする月の前々月の末日までに届け出てください。

法人ごとの申請となるため、複数の事業所を開設している場合は、事業所ごとに「介護報酬の加算等に関する届出書」及び「介護給付費算定に係る体制状況一覧表」を作成・添付して届け出てください。

届 出 先	小田原市高齢介護課（本庁舎2階 17番窓口） ※地域密着型通所介護の事業所については市へ提出が必要です。 ※介護予防・日常生活支援総合事業の事業所について、みなし指定事業所は県へ提出が必要です。
届出時必要書類	1. 介護報酬の加算等に関する届出書 ※新規又は区分変更の場合のみ
	2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ※新規又は区分変更の場合のみ
	3. 介護職員処遇改善計画書 別紙様式2及び添付書類1～3
	4. 加算届出書 別紙様式4(事業所のみ開設時) 別紙様式4複数事業所開設時)
	5. 処遇改善加算における誓約書
	6. その他必要な書類 就業規則、給与規定、労働保険関係成立届等の納入証明書等
届 出 の 期 日	(平成29年4月から加算を算定する場合) 平成29年4月17日(月) ※この届出期日を経過しますと、平成29年4月からの算定はできません。

- ・平成29年度以前から処遇改善加算を取得しており、平成29年度から新設の加算Ⅰを取得する場合は「1. 加算報酬の加算等に関する届出書」及び「2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の提出が必要です。
- ・就業規則等の変更が、提出期限までに間に合わない場合は、その時点での暫定のものを提出し、確定したものを6月30日までに市へ提出してください。

介護職員処遇改善加算の実績報告について

介護職員処遇改善加算については年度ごとの実績報告が必要です。実績報告を提出しない場合や計画との乖離が甚だしい場合等には、介護職員処遇改善加算の算定は認められず、全額返還となります。

実績報告書の提出期限は「各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日まで」とされており、最後のサービス提供月が3月の場合には5月支払となるため、2か月後の7月末が実績報告の提出期限です。

報 告 先	小田原市高齢介護課（本庁舎2階 17番窓口） ※郵送での届出も可としますが、来庁される場合には事前にご連絡ください。
報告時必要書類	1. 介護職員処遇改善実績報告書 別紙様式3及び添付書類1～3 2. 賃金改善所要額の積算根拠資料 任意様式
報告の期日	各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日 ※最後のサービス提供月が3月の場合には7月末まで。

（実績報告における留意事項）

- ・介護職員処遇改善加算の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回ることにあります。

加算による収入額を下回っているような場合には、一時金や賞与として支給し、賃金改善額が加算による収入額を上回らなければ、加算を算定することはできません。